

周防大島町告示第114号

令和6年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和6年11月15日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和6年11月19日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

占部 智子君

浅原 賢潤君

山根 耕治君

栄本 忠嗣君

岡崎 裕一君

山中 正樹君

白鳥 法子君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和6年11月19日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年11月19日 午前9時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

追加日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第3号))(質疑・討論・採決)

追加日程第12 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号))(質疑・討論・採決)

追加日程第13 議案第3号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(質疑・討論・採決)

追加日程第14 議案第4号 財産の無償貸付けについて(旧橋ウインドパーク用地・建物等)(質疑・討論・採決)

追加日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 追加日程第6 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））（質疑・討論・採決）
- 追加日程第12 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））（質疑・討論・採決）
- 追加日程第13 議案第3号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
- 追加日程第14 議案第4号 財産の無償貸付けについて（旧橘ウインドパーク用地・建物等）（質疑・討論・採決）
- 追加日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

出席議員（14名）

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君                      議事課長 林 祐子君  
書 記 末武 良浩君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	中村 晴彦君	上下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	松村 浩君			
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	山中 茂雄君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君

---

午前9時30分開会

○事務局長（池永祐美子君） 皆様、おはようございます。事務局長の池永です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の久保雅己議員を御紹介いたします。

久保雅己議員、議長席に御着席願います。

〔臨時議長 久保 雅己君 議長席に着く〕

○臨時議長（久保 雅己君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました久保でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから令和6年第2回周防大島町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

ここで、初議会の招集にあたり、藤本町長から御挨拶の申し出がありますので、これを承ることにいたします。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。

改選後、初めての議会開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る令和6年10月27日の町長選挙におきまして、皆様方をはじめ町民各位の力強い御支援、そして各方面の方々からの御推薦を賜り、当選という栄をいただき、2期目の町政の重責を担わせていただくこととなりました。この上なく光栄に感じますとともに、その使命と責任の重大さに身の引き締まる思いがいたしております。

改めて、この場をお借りし、御支援をいただきました議員各位並びに多くの町民の皆様から深く感謝を申し上げます。

歴史と伝統ある大島郡の繁栄と発展を目指して、町民の皆様のために効率的かつ信頼できる行政の邁進に努めてまいり所存でございます。

また、同日執行の町議会議員選挙におきまして、議員の皆様には見事激戦を突破され、御当選を勝ち得られましたことに対しまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも町政発展のため絶大なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は4年前の町長就任時から、それまでの施策を継承しながらも、新たなビジョンを持ってまちづくりの目標をたのしい島・すみたい島・いきたい島として創意工夫で周防大島町の特色を生かした施策の実現など、様々な分野において全力で取り組んでまいりました。しかしながら、コロナ禍の長期化や物価高騰等により、私が考える施策、事業の実施などに影響を受けたことも事実でございます。

また、コロナ禍で町民の皆様とともに過ごす機会が減少しておりましたが、今後は、皆様とともにこれまで以上にまちづくりに邁進いたします。

また、先般令和6年11月17日には、周防大島町誕生20周年式典を行うことができました。令和6年10月1日で合併20周年を迎え、本町の発展を皆様と共有することができました。

そして、これからの2期目は、1期4年間での施策をより深く進めていくとともに、周防大島町の安心・安全づくり、また元気づくり、そして未来への基盤づくり、この3つの取組を加速化し、周防大島町がいちばんと町民の皆様が実感していただける島づくりを皆様と一緒に推し進め、私はその先頭にたつて本町が抱える様々な課題解決に全身全霊を傾けてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の御協力を心からお願い申し上げます。

最後に、私ども執行部と議会の皆様との関係について申し述べさせていただきます。

以前から申し上げておりますとおり、執行部と議会は車の両輪とも例えられます。私が常に心がけておりますのは、決してなれ合いになることも反目しあうこともなく、適度な緊張感と距離感を保ちつつ、けん制そして協議を共に行いながら、過程を大切に、まちづくり、島づくりを議論して推進する場となりますことを望んでおります。

議員各位におかれましては、格別の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、改選後の議会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

ぜひ、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

---

### 日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（久保 雅己君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（久保 雅己君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（久保 雅己君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、占部智子議員、2番、浅原賢潤議員を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（久保 雅己君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久保 雅己君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（久保 雅己君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○事務局長（池永祐美子君） 座ったままで失礼いたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	占部 智子議員	2 番	浅原 賢潤議員
3 番	山根 耕治議員	4 番	栄本 忠嗣議員
5 番	岡崎 裕一議員	6 番	山中 正樹議員
7 番	白鳥 法子議員	8 番	田中 豊文議員
9 番	新田 健介議員	10 番	吉村 忍議員
12 番	荒川 政義議員	13 番	小田 貞利議員
14 番	尾元 武議員	11 番	久保 雅己議員

○臨時議長（久保 雅己君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久保 雅己君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。占部智子議員、浅原賢潤議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（久保 雅己君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、荒川政義議員 12 票、占部智子議員 1 票、田中豊文議員 1 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、荒川政義議員が議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（久保 雅己君） ただいま議長に当選されました荒川政義議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

荒川政義議員、登壇のうえ、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。荒川議員。

○議長（荒川 政義君） おはようございます。ただいま議長に推挙されました荒川でございます。今後ともひとつよろしくをお願いいたします。

周防大島町のため、あるいは町民のために、一生懸命この重責を果たしていきたいと思っておりますので、ひとつ御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

荒川議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（荒川 政義君） 改めまして、以後よろしく願いいたします。  
暫時休憩します。

午前 9 時 53 分休憩

.....  
午前 9 時 55 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付してあります追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題としたいと思  
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり本日の日程に追加  
し、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第 1. 議席の指定

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 1、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が指定します。

議席は御着席のとおりです。ただいまのとおり議席を指定いたしました。

---

#### 追加日程第 2. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を議題とします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 番、占部智子議員、2 番、  
浅原賢潤議員を指名いたします。

---

#### 追加日程第 3. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとする  
ことに決定しました。

---

#### 追加日程第 4. 副議長の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条 1 項の規定により投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（荒川 政義君） ただいまの出席議員は14名です。次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、山根耕治議員、4番、栄本忠嗣議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（荒川 政義君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（荒川 政義君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	占部	智子議員	2番	浅原	賢潤議員
3番	山根	耕治議員	4番	栄本	忠嗣議員
5番	岡崎	裕一議員	6番	山中	正樹議員
7番	白鳥	法子議員	8番	田中	豊文議員
9番	新田	健介議員	10番	吉村	忍議員
11番	久保	雅己議員	13番	小田	貞利議員
14番	尾元	武議員	12番	荒川	政義議員

.....

○議長（荒川 政義君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。山根耕治議員、栄本忠嗣議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（荒川 政義君） 副議長の選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、尾元武議員12票、占部智子議員1票、田中豊文議員1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、尾元武議員が副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（荒川 政義君） ただいま副議長に当選された尾元武議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

尾元武議員、登壇のうえ、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議員（仮議席14番 尾元 武君） ただいま選挙におきまして御推挙いただきました尾元でございます。誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

このたび、選挙に臨み、また先般の周防大島町誕生20周年記念等にも参加させていただき、また賞までいただきました。そういった中で、私も議員としてこうして長きにわたり務めてまいりまして、何か思いも新たにこのたび望んでおります。

どうか、藤本町長をしっかりと支える立場として、またしっかりとした距離感を持って、議長のサポート役として、町民の皆様方のためというところで、笑顔あふれる先進の島、これは周防大島町誕生のときの言葉でございます。その思いを胸にしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、皆様どうぞ今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

（拍手）

---

#### 追加日程第5. 議席の一部変更

○議長（荒川 政義君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。小田議員の議席を12番に、尾元議員の議席を13番に、荒川議員の議席を14番に、それぞれ変更いたします。

暫時休憩します。

午前10時10分休憩

.....  
午前10時28分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりであります。

---

## 追加日程第6. 常任委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第1項の規定により、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができます。

委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会で構成され、総務文教常任委員会、民生常任委員会、建設環境常任委員会、それぞれ7名と定められております。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっておりますので、皆様から希望をとり、調整し、選任をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、皆様からの希望をとり、調整し、選任をいたします。

これより配付いたします用紙に、第1希望、第2希望を御記入され提出願います。

〔記入用紙配付〕

○議長（荒川 政義君） 希望の委員会を書かれた方は、答弁・討論席に箱を用意しておりますので、記入された方から、随時その箱に用紙を入れてください。

全員の提出が終わりましたら、休憩といたします。

漏れはありませんか。全員希望の委員会を提出いたしましたか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....  
午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の選任につきましては、いろいろと検討いたしました結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（池永祐美子君） それでは、選任の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会、3番、山根耕治議員、4番、栄本忠嗣議員、10番、吉村忍議員、11番、久保雅己議員、12番、小田貞利議員、13番、尾元武議員、14番、荒川政義議員。

続いて、民生常任委員会、1番、占部智子議員、4番、栄本忠嗣議員、5番、岡崎裕一議員、6番、山中正樹議員、7番、白鳥法子議員、9番、新田健介議員、13番、尾元武議員。

建設環境常任委員会、2番、浅原賢潤議員、3番、山根耕治議員、5番、岡崎裕一議員、6番、山中正樹議員、8番、田中豊文議員、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 今、事務局長が読み上げたとおりでございます。よろしく願います。

次に、各常任委員会は、正副委員長の互選をお願いいたしたいと思えます。

2つの委員会にまたがっている方がいらっしゃいますので、時間を決めて、各委員会で正副委員長を決めていきたいと思っております。

まずは、総務文教常任委員会、それから民生常任委員会、それから建設環境常任委員会、このようにいきましょう。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（池永祐美子君） それでは、各常任委員会の正副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、栄本忠嗣委員、副委員長、山根耕治委員。民生常任委員会委員長、新田健介委員、副委員長、山中正樹委員。建設環境常任委員会委員長、岡崎裕一委員、副委員長、山中正樹委員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 各常任委員長、副委員長におかれましてはよろしく願います。

---

#### 追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員の定数は6名であります。選任の方法は委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、調整し、選任をしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、委員の任命については議長が調整し、選任したいと思えます。

暫時休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の選任につきましてはいろいろと検討しました結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（池永祐美子君） それでは、議会運営委員会委員について報告いたします。

3番、山根耕治議員、4番、栄本忠嗣議員、5番、岡崎裕一議員、6番、山中正樹議員、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 議会運営委員会委員の皆様におかれましては、これからの議会運営につきまして、よろしくお願いいたします。

次に、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（池永祐美子君） それでは、議会運営委員会の正副委員長を報告いたします。委員長、吉村忍委員、副委員長、新田健介委員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村委員長、新田副委員長、今後とも議会運営についてはよろしくお願いいたします。

---

### 追加日程第8. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第8、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に、岡崎裕一議員、久保雅己議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました岡崎裕一議員、久保雅己議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました岡崎裕一議員、久保雅己議員が当選されました。岡崎裕一議員、久保雅己議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。よろしくお願いいたします。

---

#### 追加日程第9. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第9、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に、山根耕治議員、吉村忍議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山根耕治議員、吉村忍議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山根耕治議員、吉村忍議員が当選されました。山根耕治議員、吉村忍議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時22分休憩

.....  
午前11時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より議案の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、専決処分の承認を求めるもの2件、補正予算に関するもの1件、財産の無償貸付けに関するもの1件のあわせて5件であります。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、解散により急きょ行われることとなりました衆議院議員総選挙にかかる執行経費を措置するため、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））につきまして、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、伊保田から情島航路のせと丸が、令和6年9月23日にエンジン内の故障により航行不能となったことから、緊急に主機を発注し換装工事の経費を措置するため、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））につきまして、議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号は、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）であります。既定の予算に187万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を167億1,959万3,000円とするものであります。

議案第4号は、旧橘ウインドパーク用地及び建物等の無償貸付けについてお諮りするものであります。

以上、議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参加が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議案の説明を終わります。

.....  
**追加日程第10. 報告第1号**

○議長（荒川 政義君） 追加日程第10、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定め

ることについて) 御報告申し上げます。

令和6年7月26日に、周防大島町大字伊保田地内、周防大島町立陸奥記念館・周防大島町なぎさ水族館・周防大島町陸奥野営場の敷地内において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、令和6年10月9日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、大字伊保田地内、なぎさ水族館横の東屋周辺において、当該施設の職員が草刈り作業中、刈払機による飛び石が駐車場に停車中の車輛のリアガラスにあたり、破損したものであります。

なお、損害賠償の額は38万7,440円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から令和6年10月22日に全額支払われましたので、御報告いたします。

○議長(荒川 政義君) 以上で、執行部の報告を終了します。

---

#### 追加日程第11. 議案第1号

#### 追加日程第12. 議案第2号

○議長(荒川 政義君) 追加日程第11、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第3号))と、追加日程第12、議案第2号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号))を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長(中元 辰也君) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第3号))の補足説明をいたします。

御承知のとおり、去る令和6年10月9日に衆議院が解散され令和6年10月15日告示、令和6年10月27日投票により衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。令和6年9月30日に総務省から衆議院の解散に伴う総選挙の執行について遺漏のないよう万全を期すようにと事務連絡があったため、早急に選挙に要する経費を予算化する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3ページのとおり、令和6年10月1日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2,482万円を追加

し、予算の総額を167億1,772万2,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、衆議院議員選挙委託金2,482万円を新規に計上いたしております。

次に、歳出につきまして、14ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に新たに4目衆議院議員選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費について歳入と同額の2,482万円を計上いたしております。

以上が、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））の概要でございます。

続きまして、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））の補足説明をいたします。

伊保田～情島航路のせと丸は平成22年4月に就航し、情島住民の生活航路として1日4便運航しております。就航後14年を経過し、エンジンの稼働時間は1万5,000時間を超えているところでございます。

このせと丸が、去る令和6年9月22日にエンジンから異音が出るようになり、令和6年9月23日の第1便から航行不能となりました。原因は、経年劣化によりエンジン内のクランクシャフトにクラックが入ったため、主機関の換装が必要となりました。

このため、予備船の第8せと丸に切り替えて運航を行っているところでございますが、この第8せと丸も平成6年4月に就航し30年を経過し、老朽化している船舶であります。

せと丸の主機メーカーへ確認したところ、令和6年9月現在で計画生産を行っており、令和6年9月末までに発注をすれば令和6年10月中旬から下旬には納品が可能となりますが、令和6年10月以降の発注となれば納品が年明けとなる可能性があるとのことでございました。

また、予備船の第8せと丸は久賀～前島航路のくかの主機関換装工事のため、令和6年11月以降に代船として使用する予定としております。

このことから緊急にせと丸の主機を発注し、換装工事を行うための経費を予算化する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、3ページのとおり、令和6年9月26日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に820万円を追加し、

予算の総額を1億1,679万5,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

歳入につきまして、6款1項町債は、せと丸主機関換装工事に対する財源として、交通事業債、過疎対策事業債にそれぞれ410万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、16ページをお願いいたします。

1款2項事業費2目情島航路運航費は、せと丸主機関換装工事にかかる工事請負費として820万円の計上でございます。

9ページにお戻りいただきたいと思っております。地方債の補正についてでございます。

今回の補正に伴う交通事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 参考までに教えていただきたいんですが、今回の補正衆議院議員選挙費と、町長選挙費・町議会議員選挙費を合わせると約9,500万円ぐらいになると思うが、この同日選挙の実施で、減額になる見込みがあるのであれば、その規模はどれぐらいになるのか教えてください。

それと、ポスターの掲示場設置・撤去・管理業務162万円というのがありますけれど、これ、以前同僚議員から質問があったと思うが、設置場所の見直しというのは今後行うのか行わないのか、その辺の御答弁もお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま、田中議員から御質問いただきました、同日選挙になったことによる経費の増減の話でございますが、当然、国政選挙が重なりましたので、票数に応じた案分、要は周防大島町長選挙、周防大島町議会議員選挙、それから国政選挙で3票、トータル5票ありましたので、それに応じて案分し、支出経費は計算をしたいと思っておりますので、周防大島町長選挙・周防大島町議会議員選挙の経費もその分減額されていくものと思っております。

が、現在支出の実績について精査をしておりますので、その規模についてはこの場で申し上げることはできませんが、軽減されることは間違いないというところで御理解をいただけたらと思います。

次に、ポスター掲示場設置・撤去・管理業務のところでございます。

ポスター掲示場につきましては、他の選挙区に比べましても本町は非常に多い状況でございます。選挙期間中に候補者の方々からも同意見等いただいておりますので、これにつきましても鋭意、どこが適切な場所なのかを研究しながら、適切な場所に変更していきたいと考えておりますが、今この場でどこをどうするという事は、まだ申し上げられませんので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの説明で、航行不能になったということですが、実際は、出航前に異音があり航行できなくなったということなのか。

エンジンの稼働時間が1万5,000時間ということで、そもそも耐用年数は、どれぐらいを想定しているものなのか。今回、航行中でなかったのであれば、それは幸いなことだが、航行中にそういうことがあってはならないことなので、今回の予算は仕方ないと思いますけれど、耐用年数はどれぐらいを想定され、それが過ぎていたものだとすれば、それは管理上問題があるという印象もありますけれど、エンジンの耐用年数、耐用稼働時間というんですか、そういったものがどれぐらいなのか。

先ほど言いました、事故当時どういう状況で発見されて航行不能になったのかを御答弁いただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から2点の御質問をいただいております。

まず1点目、航行不能となった状況の御質問でございます。

令和6年9月22日にエンジンから異音が出たが、最終便の第4便までは運航ができました。しかしながら、令和6年9月23日の第1便から航行不能となったということでございますので、運航中というわけではございません。ただ、その状況で、業者に修理を依頼いたしましたけれど、やはり修理不可能ということでございましたので、令和6年9月23日の第1便から航行不能と

なり欠航を余儀なくされたということでございます。

次に2点目、船舶の耐用年数の御質問でございます。

基本的に船舶の耐用年数は、7年というのがございます。しかしながら、本町としては、定期的に専門の業者の方に検査もろもろしていただいて、安全に航行できるような措置はしているところでございます。

しかしながら、こういった状況等もありましたので、さらにそのあたりの改善はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 耐用年数が7年ということは、かなりそれをオーバーしているの  
で、幸い出航前に動かなくなったということなんですか。

令和6年9月22日はエンジンから異音がしたけれど航行できた。それも非常に危険なことで、その際に、停止してきちんと検査すべきではなかったのかと思うが、結果的には乗客の方に御不自由をおかけすることはなかったということだが、やはり、標準耐用年数7年を過ぎて、なおかつそういう異常がある状態で1日運航したのは、やはり運航上問題があるのではないか。

その辺はどのように捉えられているのか、もう1回御答弁をいただきたいのと、今回エンジンを載せ替えるということによろしいのかどうなのか、その場合に載せ替える業者は、工事請負費になっていますから入札で行うのか、それとも造った造船所で行うのか。契約の方法もあわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、2点ほど御質問をいただいております。

エンジンの異音が令和6年9月22日に出て、その日の最終便の第4便に、さらに悪化したので、そこで港に帰って運航をやめたという状況でございます。

船舶の耐用年数は7年ということで、その辺がどうなのかと、田中議員の言われることは重々承知をしておりますが、やはりそうはいつでも町としてはやはり安全第一なので、再度、定期的な検査をもう少し詳細にすべきで、耐用年数が過ぎれば過ぎるほど、その辺のチェックの頻度を増していかなければいけないと思っておりますので、その辺はしっかりと協議、検討していきたいと思えます。

それともう1点が、エンジンの換装工事についてでございます。これもメーカーがいすゞということで、ほかのメーカーといろいろ、いすゞ以外の某メーカーのエンジンを検討したのですが、やはり同じクラスの馬力であってもどうしてもエンジンのサイズが大きくて機械上に収まらない、また、現在のメーカーのエンジンよりも高額になるということでございます。

それとまた、排気の向き——マフラーの改造がどうしても必要になってくるので、その辺の工事費も余分に出るということで、現在のメーカーのエンジンを使用することとしております。

以上でございます。（「造った業者」と呼ぶ者あり）大島中央造船所でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第3号））について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号））について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 追加日程第13. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第13、議案第3号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第3号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に187万1,000円を追加し、予算の総額を167億1,959万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、旧橘ウインドパーク用地・建物等に関連する経費の計上でございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、187万1,000円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

次に、歳出についてでございます。

10ページをお願いいたします。

6款1項商工費1目商工総務費の旧ウインドパーク管理経費は、委託料に187万1,000円を計上いたしております。

旧橘ウインドパークにおいて、建築確認関係書類における工事完了後の検査済証が不備であることが判明いたしました。この対応策について、山口県柳井土木建築事務所建築住宅課に照会し、建築基準法適合状況調査を受けることにより、検査済証の交付に代えることができることを確認いたしましたので、建築基準法適合状況調査及び調査報告書作成業務にかかる経費を計上するものでございます。

以上が、議案第3号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 建築確認済証がなかったということですが、何で今、建築確認済証が必要になったのかということと、なかったということは、建築確認は通っているはずですから、それはどういうことですか。破棄したということなのか、所在が不明ということなのか、その辺の御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 端的に申し上げますと、当時、建設をした建築主である旧

橘町に落ち度があったということです。

当該地区は、建築確認が必要な土地ではない都市計画区域外ですが、この規模の建物を建てる際には、建築確認が必要になります。建築確認がないと工事に着手できない規模ですので、当初の建築確認の申請はきちんとしており、建築確認済証も交付されております。

ただし、工事完了後に、完了届を県に出して、県から検査済証を交付してもらわなければならないというのが建築基準法で定められております。当時、この工事完了届を怠っていたということが分かりました。

当初、ないことが分かったときに、紛失ではないかと考えて、県に問い合わせると、県のデータベースいわゆる帳簿上、完了届が出されていないということが分かりました。

この当時の建物には非常に多いらしいのですが、これは所有者である町が整えておかなければいけない書類ですので、今補正においてその費用を計上させていただいて、検査済証に代わるものを備えるというのが本補正の理由でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今の説明を受けて、疑問があるので質問いたします。

今回は、民間事業者に貸し出すということで、恐らくそういった資料が必要で、ないことが分かったという流れと推察するけれども、ほかの公共施設については、全てちゃんとしているという認識でいいのか。これを機にチェックするのか、なくても当面困らないから何もしないのか。そのあたりの方針があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 無償貸付けをするために必要ということではないのですが、ただこの後の議案でも御説明しますが、まだ正式に届けは出ていませんが、ある程度の改良や改築をされる予定があるようです。改良・改築がある場合には検査済証がないとできないということになりますので、結果的にはそういう形になると思っております。

それと、これが分かった時点で、教育委員会等とも話をしまして、いま一度、ほかの施設にも不備がないことをチェックしようという話はしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第14. 議案第4号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第14、議案第4号財産の無償貸付けについて（旧橋ウインドパーク用地・建物等）を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号財産の無償貸付けについて（旧橋ウインドパーク用地・建物等）の補足説明をいたします。

本件は、財産の無償貸付けについてであります。旧橋ウインドパーク用地及び建物の跡利用につきまして、令和6年5月より公募を行ってまいりました。

その結果、1者より申込みをいただきました。利活用者の選考にあたり、2回の検討委員会を開催し御審議いただき、審査結果に基づきまして、地域振興の目的で跡利用していただく方への内定通知をいたしました。

本議案は、その利用計画に沿った土地・建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

資料1として貸付け相手方の概要、施設配置につきましては、資料2の旧橋ウインドパーク配置図にお示ししております。また、資料3に施設平面図、資料4といたしまして、旧橋ウインドパーク利活用者に係る報告書を添付しております。

貸付け相手方は、周防大島町大字伊保田に本社をおく瀬戸内アイランドウイスキー株式会社で、貸付けの内容につきましては、ウイスキー蒸留所の新設・運営、ウイスキーの販売、テイस्टینگ施設の運営、観光ツアーとの連携による蒸留所の見学等の観光事業で、建屋・グラウンド・附属設備等は無償で貸付けしようとするものでございます。

貸付け期間は、令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間としております。

なお、光熱水費等の施設維持管理にかかる経費は、貸付け相手方に負担していただくこととしております。

また、非常時には地域の方の避難所としての活用にも御配慮いただけることになっております。

以上が、補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年5月から公募されたということですがけれども、どういう方法で公募されたのか、それと、検討委員会で決定されたということですがけれども、検討委員会の設置要綱とか審査基準、採点基準があるのかないのかだけ御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の公募の方法につきましては、ホームページ、それから広報等にも掲載をいたしました。広報は月1回ですので若干タイムラグがありますが、ホームページにまずは掲載をして、募集をかけたというところでございます。

それから、設置にかかる検討委員会等の要綱は定めております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ホームページは現時点ではもう削除されたということですのでよろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

それと、出席委員9名と書いてありますけれど、この9名の方はどういう方が委員なのか、できればお名前、無理ならば肩書等を教えてください。

それと、避難所として配慮していただけるということですが、どういう施設になるのか分かりませんが、建物の中、ここ指定避難所になっていますので、建物の中を改造という話もありましたが、改造されて果たして指定避難所として使えるようなスペースをどのように確保するのか、そこらへんが分かりませんので、御説明をいただきたいと思います。

それと、外のトイレがあるのですが、これを現状でもなかなか管理上問題になっているという事案もありました。今後、無償貸付けで事業者が入ったときに、外のトイレが今までどおり使えるのかどうか、そのへんの取り決めはどのようにになっているのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の募集に関するホームページの掲載ですが、募集期間終了後掲載から落としております。

検討委員会委員のメンバーですが、役職等で申し上げさせていただきたいと思います。まず、地元自治会3自治会の自治会長3名、橘地区自治会連合会の会長1名、周防大島町商工会から1名、周防大島観光協会から1名、学識経験者、行政経験者として1名、町の代表として副町長が1名、議会から議員1名をメンバーとしております。

避難所として使えるという話は、プレゼンテーションのときにもございました。しかし、具体的にどこをどのようにという話はまだ詰めておりませんので、そのへんはどのような改築をされるか、そういったものが煮詰まってきたらはっきりしてくるのではないかなと思っております。

屋外トイレ2基ありますが、議案にも示しておりますけれども、この屋外トイレ2基は無償貸与の対象から外れております。

2基ともかなり老朽化をしておりますので、町としては取り壊しをしようという考えを持っておったのですが、地元の方々からトイレは残してほしいという要望を受けております。釣り客等がトイレがないとひどいことをするので、維持してほしいということで、このトイレ2基は生活衛生課の所管とし、今後、公衆トイレとして管理していくこととしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この報告書の中で、3年間は収入がないのは厳しいだろうということですが、10年間でどれくらいの事業収益を上げる計画になっているのか。それと、水道の給水量が大きく増えると書いていますけれど——水道給水量が上がるのでいいみたいな御意見もあったようですが、水の使用量の予算はどの程度見込んでいるのか、仮に、以前の断水事故のようなことがあったときに、周防大島町に水がないことで何か休業補償とかそういうことをするのかどうか、そのへんの町としての考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、避難所の件ですけれど、まだ、未定ということですが、町としては当然指定避難所に指定してあるから、受け身ではなくて、この部分は指定避難所のスペースとして確保してくださいということを、当然、事業者に求めていくということによろしいのかどうか、そこも御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、水の使用量ですが、質疑応答の中でも話が出たところで、何と1日約10万リットルの水を使うということを聞いております。これは、常時そうなのかは分かりませんが、基本的に1日10万リットル使うということで、恐らく水道管の布設替とかも必要になってくる、当然、借主側の費用負担になろうかと思っております。

責任水量的にも、それから水道料金的にも、概算をすると2か月で150万円ぐらいの水道料金になるのではないかと考えております。

断水時についてはまだ何も——操業を止める必要があるのかどうか、そのへんは借主側が、水道部局とも話を詰めておるようですので、そのへんを見据えて考えていかなければならないと思います。

避難所については、当然地域の避難場所に指定されておりますが、それを維持していただくことを条件とはしておりません。もし仮に、避難所として使用が難しいことになれば、別の避難所等も考えなければいけないと思いますが、いずれにしても町民が右往左往することのないよう、しっかり定めてまいりたいと考えております。（「10年間の事業収益」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 事業収益に関しましては、売上げとして4年目から約1億7,000万円、だんだんと上がって行って、10年目には3億8,000万円程度の収入、売上げが見込めるという計画が出されております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 旧橋ウインドパークの現在の建物の資産価値と土地の資産価値はどのぐらいなのでしょう。無償貸付けというのはいかがなものかと思えます。あと、3年間収入がないというその理由を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 現在の資産価値は、ちょっと計算しきれないと思います。

それから、無償貸与がどうかということ……（発言する者あり）3年間収益がないというのは、業種の理由によります。ウイスキーの蒸留ということ、蒸留させる期間がどうしても必要になるということ、無償貸与が決まって稼働し始めても、樽熟成させないといけないので、その間収入が出てこないというのが説明でありました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。（「無償貸付けについては」と呼ぶ者あり）

手を挙げてください。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） これは無償でないといけないものなのでしょう。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 旧橋ウインドパークは国の補助金を受けて建てております。適化法等の関係もあって、無償に貸付けるのであれば有効利用していいという国の方針が出ておりますので、必然的に無償で貸付けを行うということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 2点あります。

1点目は、先ほどから避難所ということでお話が出ておりますが、グラウンドの部分は、県の指定する防災ヘリやドクターヘリの離着陸の場所にも指定されているかと思えます。

こちらに、構造物が置かれたり何かした場合に、変更が生じてくる必要があるかどうかを検討されているかということ。

また、建物自体も指定避難所となっているという話が先ほどからございますが、これから、令和6年12月から貸付けされて、工事があって稼働し始めてという中で、稼働し始めたらこの部屋は使っていいですということになるのかもしれませんが、工事期間中というのはならない可能性もあり、災害は都合よくは起こらないので、その間は一応別の場所にしておくのか。そこは確保しながら工事を進めるのかなど、心配し過ぎと言わずに、細かいところまで取り決めをしてお

く必要があるのではないかと考えますが、そのあたりの御意見を聞かせていただきたいということです。

また2点目、この施設を使わなくなっても貸付けに向けて、様々な修繕や水道工事なども行っているかと思えます。今後、何か修繕が必要になった場合というのは、全て借主が費用負担をしていくのか、町が何か負担をしなければならないことが、この10年間の貸付け期間にも発生し得るのか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の避難所とか臨時のヘリポートとして指定をされていることについてですが、ヘリポートについては難しいのではないかと考えています。

これは確実ではありませんが、今の青写真の中では、恐らくグラウンドが、駐車場とかそういったものになるのではないかと考えられます。

臨時のヘリポートに指定されているのは承知しておりまして、既に総務課に、対応策を県と協議していただくということで進めております。

今後の修繕等、これは募集要項にも示しておるのですが、現状のままお貸しする。要は修繕が必要となっても、それは借主側の費用負担でやっていただくということにしております。ただ、この後御議決いただきましたら、契約を相手方とするわけですが、その契約書の中には、大災害、災害被害等で破損した場合には、借主が改良を加えていない部分において、町が一定の負担をする可能性は出てきます。しかしながら、通常の維持、管理、その他修繕は、借主側の負担で行っていただくということになっております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問に、防災担当部の考えを、答弁させていただきたいと思えます。

先ほどのヘリポートの件でございます。先ほど瀬川産業建設環境部長が申し上げたとおり、将来的にグラウンドは使えない。しかしながら、ヘリポートというか、緊急時のヘリの離着陸の部分については、例えばグラウンド——大島地区で言えば町民グラウンドぐらいのスペースがあれば、ヘリコプターは離着陸できますので、旧橋ウインドパークが使用できなくなっても、県といろいろ協議しながら、代替のグラウンド等を利用しながら、指定していかないといけないと考えております。

指定避難所の件でございますが、防災部局としても、やはりどういったものになるのかを、まず第一に考えないといけないと思っております。

その状況を見て、指定避難所の見直しをするのか、はたまた、そのまま置くのかを、しっかりと図面等を確認しながら決めていかないといけないと思っております。

いずれにしても、指定避難所については、県に報告義務がありますので、その辺はしっかりと把握に努めて、できる限り町民の方が安心して避難できるような対応策を考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

修繕等の費用は基本的には借主がということですが、廃校活用などは、消防関係の施設については、町が責任を持って行っていくと説明があったかと思うが、旧橋ウインドパークは不要という形なのか、必要であればそれも含めて、借主が負担するのか町が負担するのか教えていただきたいです。

指定避難所の手続的にはそうですが、所有者が変わると多分施設の鍵も変わってくるといったこともあるかと思っておりますので、契約の際にどこまでということもあるかとは思いますが、工事期間は、最寄りの別の施設に避難するように周辺の住民にも周知をすとか、非常用に鍵を借りておくとか、本当に起こったときには、というところまで想定して決めるべきことは決めておいていただきたいと、要望として申し添えます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 消防設備等も全て借主側の負担で実施をしていただきます。

契約書は当然、消防設備等ですと法定点検とか、法定検査もありますが、それらも全て借主側でしていただくという契約書にする予定であります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 報告書を見させていただいて、委員会における主な評価意見のところでも、非常に壮大な事業計画であり魅力的な提案であるという意見がありまして、私もそう思っていて、その観点から少し質問させていただければと思う。

酒造業自体が製造業の中ではかなり独特な業種になり、免許の種類も国税との絡みとかいろんなものが出てくる。そういう蒸留酒の中でもウイスキーというのは、今回貸付期間10年ということでもありますけれども、数十年単位で事業を考えていかなければならない種類のものであります。例えば、日本国内第2位のウイスキー製造企業は、ウイスキーの蒸留所を北海道につくってから出荷を始めるまでに10年かかった。その10年間どうやってしのいだかという、リンゴジュースを作ってしのいだ。会社の名前を日本果汁とし、それを縮めて今の会社の名前にしたという、そういうエピソードもございます。

これ、貸付期間10年ということですが、10年で軌道に乗って本当に採算がとれるのか、計画では3年で出荷するようになってはいますが、3年で蒸留して、それをすぐに出荷するようなことで、果たしていい事業が展開できるのかというところです。

審査結果のところを見てもみますと、9番の財務状況が安定しているかが59点、10番の事業に係る資金計画及び収支計画が適正に策定されているかが65点と、委員の採点の中でもほかの採点に比べてかなり低い採点になっています。

こういったところを加味しまして、例えば、10年後にこの企業が撤退しますとなったときに、現状復旧で返してもらえると、そういう約束ができるのかどうか、これが1点です。

それからもう1点、水道の給水量が大きく増えるという意見がございました。先ほどの瀬川産業建設環境部長の答弁でも10万リットルと、かなりの大きな水道の利用があるということから、この上水道を使ってウイスキーを蒸留するという事業計画を考えておられるのでしょうか。この2点について質問させてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の御質問ですが、当初の契約期間を10年としたのは、募集の条件として、最低10年間は事業を実施していただくというのが条件で、10年となっております。以後、継続する場合には、これはあくまでも契約書の中に記載する予定ですが、3か月以上前に申し出ていただいて、新たに議会に御議決を諮ったうえでまた延長をするという手順になっております。

ただ、万が一10年後に撤退されるということになれば、原形に復するという項目も契約書の中に載せております。ただ、これは原形に戻すことが町として有利か不利かは判断しなければいけないと思いますけれども、基本的には原形に戻していただくという条件になっております。

それから、水についてですが、これは私もプレゼンテーションを聞いてびっくりしたのだが、清酒いわゆる日本酒等は、いわゆる天然水を使う、きれいな天然水を使うのがいいらしいのだが、ウイスキーというのは水道水を使うほうが上質なウイスキーができる。当然、カルキ等は抜くのだが、という御説明でした。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。ほかにもいろいろな事業の展開も考えておられるようですので、魅力的な事業になることを期待しております。私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第4号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第4号財産の無償貸付けについて（旧橋ウインドパーク用地・建物等）、賛成の立場で討論をいたします。

令和5年6月9日令和5年第2回定例会（第1日）におきまして、周防大島町立ウインドパークの設置及び管理に関する条例の廃止についてが上程され、同定例会（第3日）6月23日に可決し、令和6年1月1日に同条例が廃止され、当施設は普通財産へ移行されました。このことによりまして、当施設を有効活用できるようにする検討を開始することができました。条例の廃止の議案上程、議会議決、条例の廃止、利活用の検討、利活用者の募集、検討委員会の開催と、令和6年1月1日の条例の廃止から、正規のステップにもかかわらず、1年以内のハイスピードで、今臨時会での財産の無償貸付けの議案上程、関係部署、関係職員の皆様の御努力に敬意を表するとともに、地元を代表する議員として、心より感謝を申し上げます。

旧橋ウインドパークは、私たち安下庄に住む者にとっては、思い出、そして多くの思い出が詰まった施設であります。産業祭、球技大会、風の中の集いなどの地域イベントや、上空にハングライダーやパラグライダーが飛び交い、海上ではウインドサーフィンが風と波に乗り技を競い合う、スカイスportsとマリンスportsの拠点、そして交流の場としてにぎわい、活気あふれる施設でありました。

夏の日1993・You're the Only・WON'T BE LONG、これらを歌うミリオンセラーのアーティストが集結し、あの広大なグラウンドに入りきれないほどの観客が集まり、伝説のイベントが開催されたこともあります。

そのにぎわい、交流の施設が今では建物は廃きよ同然、あの広大なグラウンドはまるで大草原のようになっています。この施設の活用とともに安下庄が元気になり、この施設の衰退とともに安下庄の人口は減少し、中学校が廃校となり、銀行までもなくなりました。旧橋ウインドパークはまさに安下庄の衰退の象徴であります。

さて、貸付けの相手方の経営陣は豊富な資金力を有し、酒類の製造実績もあり、何よりウイスキーを愛し、周防大島を愛しているとのことであります。

事業目的、事業計画にありますように、国内外からの観光客の誘致、シェアリングオーナーシステムの運用により固定的ファンの確保、関係者の定住と地元雇用の創出、近隣の空家を活用したレストラン及び宿泊施設の運営などで、ウイスキーの生産・輸出をもとに地域活性化、定住促進、雇用の創出、地域との連携や交流、空家対策など大きな期待が持てるものであります。

さらに、NFTを活用した当初売上げのない期間も、デジタル空間上でのウイスキーの取引など、我々の想像のはるか上に行く事業計画となっております。

また、ウイスキーの生産には水が欠かせないものですが、何と1日10万リットルを使用する予定で、しかも町水道を使用するとのことであります。年間の有収水量が大きく増えることは、年々厳しさを増す水道事業にとって、それはとてもとてもありがたいことだと思います。

衰退の一途をたどる安下庄に、今回のウイスキーの蒸留所の新設・運営、観光と連動した蒸留

所及びツーリズム提案事業、この上ない利活用策であり、安下庄地区の衰退に歯止めをかけ、安下庄の復活、そして島づくりの加速化に大きく寄与するものと期待ができます。

廃きよに灯がともり、人の声が戻り、産業が興り、交流が生まれ、島が元気になる。私は、反対の声はないと信じております。

本議案は、あくまでも旧橋ウインドパークを貸付けの相手方に10年間無償貸付けすることを問うものであります。

皆さん御承知であると思いますが、選定の方法や制度、経過を問うものではありません。

私の思う、この上ない利用策の上をいくような利活用策がありますならば、お示しいただきたいと存じます。

以上、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号財産の無償貸付けについて（旧橋ウインドパーク用地・建物等）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第15. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（荒川 政義君） 次に、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第15とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第15とし、議題とすることに決定しました。

追加日程を配付してください。

〔追加議事日程配付〕

○議長（荒川 政義君） 追加日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、こ

れを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和6年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時39分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 久保 雅己

議 長 荒川 政義

署名議員 占部 智子

署名議員 浅原 賢潤

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員